第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

| | |
|---|---|
| 氏名<br>(法人にあっては名称) | ソフトバンク株式会社 |
| 住所 | 東京都港区海岸一丁目7番1号 |
| 計画期間 | 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 |
| 基準年度(*1) | 令和 6 年度 |

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

| | |
|---|---|
| 該当する事業者の要件 | ☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者）<br>☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者）<br>☐ ⑶特定事業者以外の事業者 |

２　事業の概要

| | |
|---|---|
| 事業者の業種 | 長距離電気通信業<br>（主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 3712 ） |
| 事業の概要 | 移動体通信事業およびこれに付随する業務等，固定通信事業およびこれに付随する業務等，インターネット通信事業およびこれに付随する業務等，電気通信にかかわる電気通信用品およびシステムの保守、販売，電気通信に関するソフトウエアの製作および販売 |

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

・全社横断組織である「環境委員会」を中心に継続的な環境改善(PDCAサイクル)を推進した。
・ISO14001の取得による継続的な環境マネジメントを実施。
・環境委員長を省エネ法におけるエネルギー管理統括者とし、全社的な環境保全活動を推進した。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

| 項　　目 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|---|---|---|---|
| | 令和 6　年度 | 令和7～令和9年度<br>（平均値） | ((a-b)/a)×100<br>(aは基準年度の実排出量) |
| 温室効果ガス実排出量(*5) | 16,560　t-$CO_2$ | 21,563　t-$CO_2$ | -30.2　% |
| 温室効果ガスみなし排出量(*6) | | 21,563　t-$CO_2$ | -30.2　% |
| 目標設定の考え方 | 基地局等受電契約設備の増設による排出量の増加を、設備の配置や規模の最適化に取り組むとともに、エネルギー効率の高い機器を用いることで抑制する。 | | |

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

| 事業分類 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|---|---|---|---|
| | 令和 6　年度 | 令和7～令和9年度<br>（平均値） | ((a-b)/a)×100 |
| 通信業 | 100% | 85.00% | 15.0　　% |
| | | | % |
| | | | % |
| 原単位の指標及び目標設定の考え方 | 今後もサービス向上のために基地局設備の増設を進める予定にしており、エネルギー使用量とCO2排出量は増加が見込まれます。通信業界発展の方向性が業界の原単位指標が変更されたことを受け、基地局及びNWCは通信量であるトラヒック（通信量）、オフィスは延床面積を原単位分母とし、寄与度にて原単位を管理します。 | | |

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

・エネルギー効率の高い設備への更新と新設の推進
・管理標準の制定とそれに基づく運用の徹底
・室内照明・空調の適切な制御によるエネルギー削減（人感センサー等の活用）
・AIを活用した空調制御システムを、一部ネットワークセンター・データセンターに導入
・「COOL CHOICEキャンペーン」の社員への周知、クールビズ・ウォームビズの推奨
・基地局で使用している電力使用量の一部分の再生可能エネルギーへの切替を実施

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

上記に同じ

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

環境に関して以下の行動指針を定めている
・弊社の事業活動の推進にあたっては、環境保全に関する諸法規及びその他の要求事項を遵守致します。
・弊社は、環境マネジメントシステムにより、事業活動における環境負荷を低減して行くため、省エネルギー、省　資源、廃棄物削減等について環境目標を設定し、継続的な改善と汚染防止に努めます。
・弊社は、事業用機器や物品の調達に当たり、環境にやさしいグリーン調達を推進します。
・弊社は、環境負荷低減に資するネットワーキング技術の開発やネットワーキングサービスの提供に努め、社会全体の省エネルギー化に貢献します。

５　その他の取組

・環境保全に関する社員啓発活動の実施(Eラーニング等)
・ﾃﾚﾜｰｸ導入及び促進によるｵﾌｨｽ電力消費量の削減

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

| | |
|---|---|
| 事業所の名称 | （非公表） |
| 事業所の所在地 | （非公表） |
| 事業所の業種 | 長距離電気通信業 |
| 事業の概要 | 移動体通信事業およびこれに付随する業務等，固定通信事業およびこれに付随する業務等，インターネット通信事業およびこれに付随する業務等，電気通信にかかわる電気通信用品およびシステムの保守、販売，電気通信に関するソフトウエアの製作および販売 |

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

| 項　　目 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|---|---|---|---|
| | 令和 6　年度 | 令和7～令和9年度<br>（平均値） | ((a-b)/a)×100<br>（aは基準年度の実排出量） |
| 温室効果ガス<br>実排出量 | 3,700　t-$CO_2$ | 3,722　t-$CO_2$ | -0.6　% |
| 温室効果ガス<br>みなし排出量 | | 3,722　t-$CO_2$ | -0.6　% |
| 目標設定の考え方 | 通信トラフィックの増加に伴い、CO2排出量は増加する見込み。<br>設備更新時に省エネ効果の高い機器を導入する事で抑制する。 | | |

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・エネルギー効率の高い設備への更新と新設の推進
・管理標準の制定とそれに基づく運用の徹底
・引き続き、節電への啓発活動をおこなう。
・ISO14001の取得による継続的な環境マネジメントを実施。
・全社横断組織である「環境委員会」を中心に継続的な環境改善(PDCAサイクル)を推進。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

上記に同じ

２　その他の取組

・環境保全に関する社員啓発活動の実施(Eラーニング等)
・ﾃﾚﾜｰｸ導入及び促進によるｵﾌｨｽ電力消費量の削減